

令和元年6月25日

事業者の皆様へ

大阪府住宅まちづくり部
建築指導室審査指導課

小規模保育施設に関する建築基準法第87条第1項に規定する用途の変更の取り扱いについて

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する小規模保育施設は、自力避難が困難な乳幼児が利用するもので機能や利用形態は保育所と変わらないことから、建築基準法上、一定規模を上回るものについては、防火避難性能をはじめとする建築物に要求される性能は保育所と同等のものが確保される必要があると考えます。

小規模保育施設の用途に供する部分の床面積が100㎡を超える場合は、建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等に含まれると考えられるため、既存の用途を変更して小規模保育施設の用途に供する部分の床面積が200㎡を超える場合は、建築基準法第87条第1項の規定により用途変更の建築確認申請が必要なものとして取り扱います。

【問い合わせ先】

大阪府住宅まちづくり部建築指導室
審査指導課 確認・検査グループ
TEL : 06-6941-0351 内線 3026
FAX : 06-6210-9719